

NEWS LETTER

2019 10月号

2019年の体育の日は、10月14日となります。1964年の東京オリンピック以降、開会式の10月10日が「体育の日」でしたが、2000年からは「ハッピーマンデー制度」により10月第2月曜日に変わっています。

そして、2020年以降、「体育の日」の名称は「スポーツの日」に改められ、2020年だけは「スポーツの日」が、オリンピック開会式の7月24日に移動します。

掲載内容に関しましてご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問合せ下さい。

〒856-0828 長崎県大村市杭出津三丁目395番地7
司法書士・土地家屋調査士・行政書士平野旅人総合事務所

代表 平野 旅人

電話0957-46-6133 FAX0957-46-6134

メール:nrn14982@nifty.com

● 自筆遺言制度の見直し①

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号。平成30年7月6日成立。)のうち自筆証書遺言の方式の緩和に関する部分が、平成31年1月13日に施行されています。

民法第968条第1項は、自筆証書遺言をする場合には、遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自書(自ら書くことをいいます。)して、これに印を押さなければならないものと定めています。今回の改正によって、自筆証書によって遺言をする場合でも、例外的に、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録(以下「財産目録」といいます。)を添付するときは、その目録については自書しなくてもよいこととなります。自書によらない財産目録を添付する場合には、遺言者は、その財産目録の各頁に署名押印をしなければならないこととされています。

これは高齢者にとって、全文を自書することはかなりの労力となること等から、その負担を軽減するためと思われます。この新しい制度の注意点をいくつかご説明します。

例えば、不動産の登記事項証明書のコピーの余白部分に「本件不動産を〇〇に相続させる」との自筆証書遺言が発見されたとします。これは有効なものといえるでしょうか？これは、新しい制度においても有効な自筆証書遺言とは認められません。理由としては、新しい制度は、あくまでも、本文とは別紙で作成した財産目録は、自筆によらずコピー等に署名、押印することを認めていますが、このように遺言事項と財産目録部分が混在しているページは、すべて自書しなければなりません。このような場合は、自書する遺言事項部分に、別紙に記載する不動産を〇〇に相続させる、とし、別紙で登記事項証明書のコピーに署名、押印したものを添付することになります。

それでは、この自書した部分の押印の印鑑と別紙の目録に自署、押印した印鑑は同じものである必要があるでしょうか？

今のところ、そこまでは求められていないので、同じ印鑑であることを要しません。

次に、この財産目録が複数枚になる場合、各ページに契印は必要でしょうか？

これは不要です。各ページに署名、押印があればよいです。

この複数枚の財産目録で、その一部に署名、押印がない場合は、その効力はどうなるのでしょうか？これは、基本的にはその該当ページだけが無効となると思われれますが、そのページ自体が欠落することで遺言が成立しなくなる場合は、全体が無効となる可能性もあり得ます。



● 自筆遺言制度の見直し②

それでは、次に自筆証書遺言の保管制度をご説明します。

法務局における遺言書の保管等に関する法律(以下「遺言書保管法」といいます。)という法律が制定されました。これは、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けるものです。なお、この法律の施行期日は、施行期日を定める政令において令和2年7月10日(金)と定められましたので、実際に法務局に対して遺言書の保管を申請することができるのは、来年7月10日からとなります。

自筆証書遺言は、紛失したり、相続人等により隠避・変造の恐れがありますので、そのようなことを防止する手段として、また、遺言の活用を増やすことを目的として、保管制度が新設されたようです。

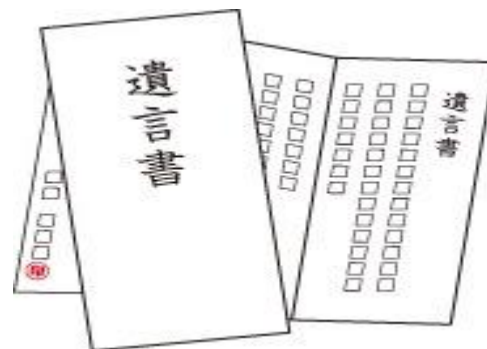
それでは、具体的な方法をご説明していきます。まず、保管先の法務局ですが、管轄が定められています。管轄は、住所地、本籍地、所有する不動産の所在地のどの法務局でも可能です。提出する際には、遺言作成年月日、遺言者の氏名、生年月日、住所及び本籍、受遺者、遺言執行者等を記載した申請書を遺言書保管官に提出します。

なお、この制度は、遺言者が自ら出頭する必要があります。また、提出の際、本人確認資料を求められることとなります。

司法書士が代理人となることは想定されておりません。

この提出された遺言書は、データとしても管理されます。このデータは、遺言書の画像情報、遺言書に記載されてある作成年月日、遺言者の氏名、生年月日、住所、本籍(外国人の場合は国籍)、遺言書に記載のある場合は受遺者の氏名又は名称及び住所、遺言執行者の氏名又は名称及び住所、遺言の保管を開始した年月日、遺言が保管されている遺言保管所の名称及び保管番号 がその内容となります。

遺言者は、遺言書を保管している法務局に対し、閲覧又は撤回を請求することができますが、自ら法務局へ出頭して行わなければなりません。この遺言書が保管してあるかどうかの有無の照会は、誰でも行うことが可能です。相続人や受遺者は、遺言書の閲覧の請求が可能です。この保管制度は、必ず利用しなければならないものではありませんが、この制度を利用すると、裁判所での検認が不要となります。



● ミニ情報

農地法第3条の許可について

農地法3条許可は「権利移動」に関するものです。農地を耕作目的で売買したり、売買・贈与・賃貸借等する場合は農地法第3条許可が必要です。農地は農地のままで、それを耕す人(または持ち主)が変更になる場合の許可、と言うと分かりやすいかもしれません。この許可は、大村市内の農地であれば、大村市農業委員会が行うのですが、大村市におけるこの許可の規程が変更されています。新しく、誓約書の提出が必要となります。誓約書の内容としては、「農地を荒廃させることなく効率的に利用し、取得後3年3作以上継続して耕作し、転用又は転売等をしないことを誓約します」というものです。また、当該農地が荒廃している場合は、荒廃が解消されるまで、農業委員会の審議には付さない旨の規定が設けられ、農地を耕作することが確実でないと、許可がおりないものと思われます。

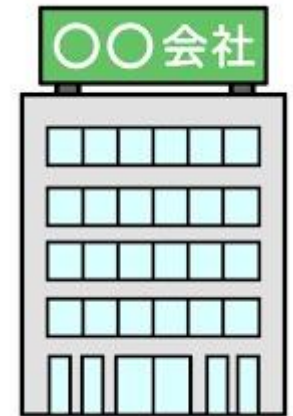
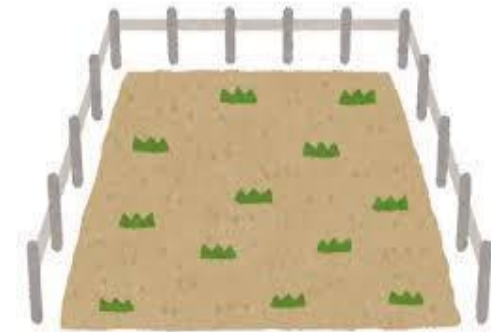
農地を取得後、耕作せずに持っておく、等ということは難しいでしょう。

会社の変更登記は忘れがちです

不動産の売買や担保権設定等の権利変動の登記は、登記義務がありませんので、登記をしなくても罰則はありませんが、会社の登記は登記をしないと過料が課されます。

会社法上、会社の登記事項に変更が生じた場合、2週間以内に変更登記を申請しなければならないと定められています(会社法第915条1項)。「登記事項に変更が生じた」とは、それぞれの登記ごとに起算日が異なりますが、例えば取締役が新たに就任したケースですと、取締役が株主総会の決議で選任され、その取締役が就任をした日から起算して2週間ということとなります。2週間を経過した後に登記を申請を行ったとしても、登記自体は問題なく受理されることとなります。しかし、この2週間の期限をやぶって登記申請をすると、代表者個人に対して100万円以下の過料の制裁を受ける可能性があります。

会社の内容に変更が生じた場合は、注意が必要です。



● コラム?...

先日、ワンスアポンアタイムハリウッド 見てきました。

レオナルドディカプリオとブラッドピットの初共演、タランティーノ監督による、落ち目の俳優とそのスタントマンの2人の友情と絆を軸に、1969年頃のハリウッド黄金時代の光と闇を描いた作品です。

感想としましては、なかなか面白かったのですが、なんとなく通好みの映画かな?という感じです。

レオナルドディカプリオが、駄目だしされて鼻水流して泣いたり、演技が思うようにできずに、自分に切れるシーンなど、熱演はなかなかのものです。ブラッドピットのちょっとヤバめの演技もよかったです(笑)



先月の台風はひどかったですね・・・
もう台風が来ませんように・・・

ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。



● 事務所紹介

事務所の概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

〔平野旅人総合事務所〕

(司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士、海事代理士)

住所:長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL:0957-46-6133 FAX:0957-46-6134

フリーダイヤル:0120-786-712 メール:nrn14982@nifty.com

主な取扱業務

- ①不動産の売買による所有権移転登記
- ②不動産への住宅ローン等の担保権設定登記
- ③不動産の贈与、その他の原因による所有権移転登記
- ④住宅ローン完済による担保権抹消登記
- ⑤建物新築時の建物表題登記
- ⑥建物の増築、物置等の建築による建物表題変更登記
- ⑦建物の取壊しによる建物滅失登記
- ⑧地目の変更、合筆登記
- ⑧不動産売買契約書、賃貸借契約書等の各種契約書作成
- ⑩農地法の許可申請(農地以外への転用申請に必要な設計図面作成は含みません)
- ⑪太陽光発電設備設置等に伴う動産譲渡登記、債権譲渡登記
- ⑫相続手続に必要な戸籍等の収集、遺産分割協議書等の作成
- ⑬相続による不動産の名義変更、預貯金等の名義変更
- ⑭遺言書の作成サポート
- ⑮相続放棄手続に必要な書類作成、書類取得
- ⑮会社、法人の設立、役員変更、本店移転、増資等による変更
- ⑰離婚調停、訴状等の裁判所関係書類作成、簡易裁判所における訴訟代理
- ⑱成年後見、任意後見等の書類作成、後見人等への就任

